

公益社団法人福岡県社会福祉士会支部の組織及び運営に関する規程案

2025年10月27日

<p style="text-align: center;">現</p> <p style="text-align: center;">ブロックの活動及び運営に関する規程 (規程第14号)</p>	<p style="text-align: center;">新</p> <p style="text-align: center;">支部の組織及び運営に関する規程</p>
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、公益社団法人福岡県社会福祉士会（以下「本会」という。）が活動の基盤とする福岡県内を複数の地区（以下「ブロック」という。）に区分し、その地区における活動ならびに運営に関する基本的事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、公益社団法人福岡県社会福祉士会（以下「本会」という。）定款第70条第3項の規定に基づき、支部の設置及び運営に関する基本的事項を定めることを目的とする。</p>
<p>(ブロック活動の趣旨)</p> <p>第2条 ブロック活動は、その区域を単位として本会会員の組織化と相互交流・研鑽をすすめることにより、身近な地域で活動できる場を作り、そのブロックの実情に即した独自の事業を展開し地域福祉サービスの推進と向上に寄与するものとする。</p>	<p>(支部活動の趣旨)</p> <p>第2条 支部は、第4条に定める区域を単位として、より県民に近い地域で行うことが望ましい事業を行う。</p> <p>2 支部は、身近な県民のニーズの把握及び共有を図り、支援に必要な知識や技能の研鑽に努め、地域福祉の向上に寄与するものとする。</p> <p>3 支部は、前項の地域住民ならびに会員の声を受け、本会理事会と共有し、本会の事業運営に反映できるよう努めるものとする。</p>
<p>(事業)</p> <p>第3条 ブロックにおける事業は、本会定款第4条ならびに第5条に定める事業のうち、身近な地域で展開することが望ましい事業を実施する。</p> <p>2 ブロック独自に行う事業の他、本会が主催する研修会等の地域開催にあっては、その運営に協力するものとする。</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 支部は、定款第4条ならびに第5条に定める事業のうち、身近な地域で展開することが望ましい事業を分掌する。</p> <p>2 前項の事業分掌は、理事会の決議に基づき行う。</p> <p>3 支部は、本会の組織強化のため、入会促進活動及びその広報活動を行う。</p> <p>4 その他支部内で必要と思われる事業を行う。</p>
<p>(ブロック区分)</p> <p>第4条 ブロックは、複数の市区町村を単位として、次の4ブロックとし、その区域構成は別表のとおりとする。</p> <p>(1) 福岡</p> <p>(2) 北九州</p> <p>(3) 筑豊</p> <p>(4) 筑後</p>	<p>(支部の設置)</p> <p>第4条 支部は、複数の市町村を単位として、次の支部を設置する。その区域構成は別表のとおりとする。</p> <p>(1) 福岡支部</p> <p>(2) 北九州支部</p> <p>(3) 筑豊支部</p> <p>(4) 筑後支部</p> <p>2 前項の支部設置は、所属する会員数、地域性等を考慮し、より効率的に活動することができるよう、理事会の決議により改編することができる。</p>

<p>(所属)</p> <p>第5条 ブロックに所属する会員は、前条に規定する各区域内に住所を有する本会の正会員及び準会員とする。ただし、申し出により、勤務先のブロックに所属することができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、県外に住所を有する会員については、勤務地のブロックに所属するものとする。</p>	<p>(支部会員)</p> <p>第5条 支部は、区域内に住所を有する正会員をもって組織する。ただし、住所が他県にある場合には、勤務先のある区域の支部に属するものとする。</p> <p>2 支部会員は、本会会員として入会承認された時から支部に所属する。</p>
<p>(ブロックの役職者)</p> <p>第6条 ブロックには次の役職を置く。</p> <p>(1) ブロック長 1名</p> <p>(2) 幹事長 1名</p> <p>(3) 幹事 5～10名</p> <p>(4) 会計 1名</p> <p>2 ブロック長は、本会の理事とする。</p> <p>3 幹事長、幹事、会計は幹事とし、幹事の定数に含めるものとする。</p> <p>4 幹事は、ブロックに所属する正会員の中から選出し、本会理事会に報告するものとする。</p> <p>5 幹事長は、幹事の中から互選により選出し、本会理事会に報告するものとする。</p>	<p>(支部役員)</p> <p>第6条 支部には、次の役員を置き、立候補した支部会員の中から選任するものとし、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。</p> <p>(1) 支部長 1名</p> <p>(2) 副支部長 1～3名</p> <p>(3) 会計 1～2名</p> <p>(4) 幹事 5～10名</p> <p>2 支部長は、本会の理事とする。</p> <p>3 副支部長は、原則として支部長が指名する。</p> <p>4 会計は、原則として支部長が指名する。</p> <p>5 幹事は、支部長の了承を得て選任される。</p>
<p>(役職者の職務)</p> <p>第7条 ブロック長はブロックを代表し、ブロック内の事業・運営を統括管理する。</p> <p>2 幹事は、ブロック独自の事業を企画・運営する。</p> <p>3 幹事長は、ブロック長を補佐するとともに、幹事を統括する。</p> <p>4 会計は、ブロック内の事業会計を適切に執行する。</p>	<p>(支部役員職務)</p> <p>第7条 支部長は、支部を代表し、支部の事業運営を統括する。</p> <p>2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長が職務を遂行できない状況に陥った時、理事会の承認を得てその職務を代行する。</p> <p>3 会計は、支部会計を適正に執行し、本会事務局会計担当者と共に連携する。</p> <p>4 幹事は、支部事業の企画・運営を行う。</p>
<p>(役職者の任期)</p> <p>第8条 役職者の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、ブロック長の任期は、理事として本会定款の規定に従う。</p>	<p>(支部役員任期)</p> <p>第8条 支部役員任期は2年とし、連続4期(計8年)まで再任を妨げない。</p> <p>2 支部役員任期は、原則として西暦偶数年の4月1日から2年後の3月31日までとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、支部長の任期は、理事としての任期に従うものとする。</p> <p>4 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。</p>

<p>(協力員) 第9条 幹事は、運営上必要があるときは、正会員または準会員の中から協力員を置くことができる。 2 協力員の任期は、特に定めない。</p>	<p>(協力員) 第9条 支部長は、運営上必要があるときは、支部会員の中から協力員を置くことができる。 2 協力員の任期は、特に定めない。</p>
<p>(幹事会) 第10条 ブロック長及び幹事は幹事会を構成し、次の事項を審議する。 (1) ブロックの事業計画及び収支予算 (2) ブロックの事業報告及び収支決算 (3) 幹事及び幹事長の選出 (4) 本会事業への運営協力に関する事 (5) その他ブロック活動運営に関する事 2 幹事会は、毎年2回以上開催する。 3 幹事会は、幹事長が必要と認めたとときに開催する。 4 幹事会は、幹事の過半数の出席がなければ開会することができない。 5 幹事会の議長は、幹事長がこれに当たる。 6 幹事会の議事は、出席した幹事の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。 7 幹事会は、必要があるときは、協力員の出席を求めることができる。</p>	<p>(役員会議) 第10条 支部の会議は以下の通りとする。 (1) 定例役員会議 ア 事業計画及び収支予算に関する事 イ 事業報告及び決算報告に関する事 ウ その他支部の重要事項に関する事 (2) 臨時役員会議 ア 事業運営(計画実施のための準備等)に関する事 イ その他支部活動に関する事 2 役員会議は、役員の過半数の出席がなければ開会することができない。 3 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により出席できないときは、委任状を支部長に提出することにより出席とみなすことができる。 4 役員会議の議長は、支部長がこれに当たる。 5 役員会議の議事は、出席した役員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。</p>
<p>(理事会への報告義務) 第11条 前条第1項第1号から第3号については、ブロック長が本会理事会に提出し承認を得るものとする。</p>	<p>(役員会議の議事録) 第11条 役員会議を開催したときは、速やかに議事録を作成しなければならない。 2 前項の議事録は、支部長が直近の本会理事会に提出し、報告するものとする。</p>
<p>(ブロック会計) 第12条 ブロックの会計は、収益事業等会計の「他1(会員活動支援事業)」において区分経理され会計処理するものとする。</p>	<p>(支部会計) 第12条 支部の会計は、公益法人会計基準に従い適正に経理処理されるものとし、本会事務局会計担当者と常に連携する。 2 支部の事業計画に基づく収支予算案、決算報告案は、理事会でその承認を得るものとする。</p>

	<p>(支部活動費)</p> <p>第13条 支部活動費は、次に掲げるものを財源とし、理事会の承認を得て交付されるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 支部基礎活動交付金 (2) 支部活動奨励交付金 (3) 支部活動支援費 (4) 組織強化費 (5) その他研修会等の参加費 <p>2 支部基礎活動交付金は、年会費の内、支部の会員数に一定額を乗じた額を支部の受取会費として配賦しこれを基礎最低財源とする他、本会が行う基幹的な事業を支部が地域で分担実施する場合の経費を各支部に一律に交付する。</p> <p>3 支部活動奨励交付金は、支部が独自に行う事業展開について理事会が特に有益と判断した際に奨励金として交付する。</p> <p>4 支部活動支援費は、支部の会員数規模を勘案して、事業運営のための資金不足を一部補助するもので、理事会の承認を得て額を決定する。</p> <p>5 組織強化費は、正会員の入会促進活動の成果として、入会者数に一定額を乗じた額を、その翌年度の支部活動費の一部として加算する。</p> <p>6 支部が独自開催した研修の参加費は、原則として支部の財源とすることとする。</p> <p>7 第1項第1号から第4号にかかる交付額については、理事会が別に定める「支部活動費交付細則」で定める。</p>
<p>(改廃)</p> <p>第13条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。</p>	<p>(改廃)</p> <p>第14条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。</p>
<p>附 則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この規程は、本会の設立許可のあった日から施行する。 2 この規程は、公益社団法人福岡県社会福祉士会の設立の登記の日から施行する。 3 この規程は、2016年12月11日から施行する。 	<p>附 則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この規程は、2026年12月●日から施行する。 2 この規程の制定をもって、「公益社団法人福岡県社会福祉士会ブロックの活動及び運営に関する規程」は廃止する。